

平成29年度第2回 青森市指定管理者選定評価委員会（会議概要）

1 対象施設 青森市民体育館、青森市民室内プール、青森市屋内グラウンド、
青森市宮野球場、青森市宮庭球場、青森市スポーツ会館、
青森市スポーツ広場

2 開催日時 平成29年7月14日（金） 9：30～

3 開催場所 青森市役所第2庁舎地下会議室

4 出席者

- (1) 選定評価委員 委員長 横内 修（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 加藤 文男（総務部理事次長事務取扱）
委員 永澤 治（農林水産部次長）
委員 長谷川 敬（浪岡事務所次長総務課長事務取扱）
委員 西村 晴夫（東北税理士会青森支部税理士）
- (2) 施設所管課（文化スポーツ振興課） 課長 木村 久美子
主幹 澤 拓生
- (3) 制度所管課（政策推進課） 課長 船橋 正明
主幹 高野 新
主事 畑井 裕樹

5 欠席者

- 選定評価委員 委員 岸田 耕司（財務部次長）
委員 岩船 彰（青森中央学院大学教授）

6 案件 指定管理者募集要項に係る審査

7 会議概要

配付資料に基づき、施設所管課（文化スポーツ振興課）から、募集要項、仕様書、選定基準、責任分担表、指定管理料基準額について説明。

(1) 審議結果

1. 募集要項：了承
2. 仕様書：①仕様書中、9業務の内容（4）施設の有効活用と市民サービスを目的とした事業に関する業務において、「障がいのある方がスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を充実させる事業」に

については、自主事業として要請するのではなく、必須事業とすること。

②トップアスリートを招聘する事業について、自主事業として要請する場合には、明確に記載すること。

3. 選定基準：了承
4. 責任分担表：了承
5. 指定管理料基準額：了承

(2) 主な質疑内容

委員：市が積算する指定管理料基準額のうち、少額修繕料が前回の基準額と比べると100万円近く減額となっているが、その理由は。

施設所管課：少額修繕料の積算については、過去3か年実績の平均としており、実績を踏まえた積算となっている。

なお、少額修繕料は精算項目となっていることから、当初の予算を上回る修繕が必要となった場合であっても、協議のうえ、指定管理料を追加することができる。

委員：選定基準については、もう少し広く応募ができるような工夫が必要だと考える。

施設所管課：今後は、応募しやすいような選定基準、配点について検討したい。

委員：指定管理料基準額のうち、人件費が前回の基準額と比べると減額となっているが、実際の給料等も減るということなのか。

施設所管課：指定管理料基準額の積算において人件費が減額となっているが、業務に要する経費については、指定管理者が人件費も含めた指定管理料全体で配分を行うため、直接、人件費が減額になるということではない。
なお、積算に当たっては、実態に近い配置人員で行っている。

委員：仕様書の自主事業の記載の中で「障がいのある方がスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を充実させる事業」の実施を求めているが、ここまで記載しているのであれば、必須事業として実施すべきではないか。

また、トップアスリートを招聘する事業について、これまでも指定管理者が自主事業として取り組んでいる実績があるかと思うが、今後も自主事

業として整理するのだとしても、仕様書に明確に記載すべきではないか。

施設所管課：事業については、意見を踏まえ見直しをしたい。

委員：仕様書中、「業務実施に当たっての注意事項」の項目において、モニタリング調査や指定の取消しなどの記載があるが、現在、指定管理者に対して、どのような調査や指導を行っているのか。

施設所管課：モニタリングの実施や日常の業務において、改善を要する項目については、改善を図るために口頭や文書により指導を行っている。

委員：市民サービスの低下を招かないよう、指定管理者が決まった時点で、業務の内容についての指導を徹底するとともに、改善が図られなかった場合の指定の取消しや業務の停止といった改善命令について、明確にルールを決めることが重要である。

委員：体育施設の指定管理者募集に当たっての課題について確認したい。
一つ目の課題として、「現在の指定管理者がコンソーシアムのため、構成団体の連携や管理体制に不備が生じやすい。」とあり、その対応として、「指定管理者に連携の強化と役割分担や管理体制を明確にするよう指導した。」とあるが、実際に指導は行ったのか。

施設所管課：コンソーシアム構成企業3社の役割分担を見直し、代表企業の役割、責任を強化した。

委員：二つ目の課題として、「施設の老朽化が進み、修繕費の増加が見込まれる」とあるが、修繕費については指定管理料の少額修繕料として確保しているとの認識でよいのか。

施設所管課：そのとおりである。